

四日市市告示 第53号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成31年2月12日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、その他、台数

- ・車種 軽乗用自動車
- ・車名 ホンダ ライフ
- ・塗色 銀色
- ・形状 箱型
- ・初年度登録 平成11年
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放 置 場 所 四日市市北小松町 市管理道路上
- ・除却した日時 平成31年2月8日午後1時00分ころ

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 平成31年2月8日午後2時00分ころ
- 保管場所 四日市市中村町 市所有の保管所

4. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209